

保険料を適正に使うために 負傷原因を照会させていただく場合があります

1. はじめに

健康保険組合では、医療機関や柔道整復師からの請求書に「外傷性の疾病がある」場合は、『負傷届』や「治療内容（負傷状況） 回答書」により、負傷原因照会を実施しています。

しかし、負傷原因照会を実施する中で、皆さんから、医療機関や柔道整復師で受診あるいは施術を受けたあと何カ月も経過したのちに、健康保険組合から負傷届や治療内容（負傷状況） 回答書が送付されてきたという問い合わせがあったり、そもそも、これらの書類がなぜ送付されるのか疑問を持たれる方がおられます。

そこで今回、これらの疑問に答えるため、負傷原因照会について解説することにしました。

2. 負傷原因照会を実施する目的

健康保険組合では、次の目的で負傷届や治療内容（負傷状況） 回答書を送付して負傷原因照会を実施しています。

【目的】

- 医療機関等から健康保険組合への不正請求等がないかどうかを確認するため。
- 受診者が、後述の「別途対応が必要な受診」に該当する負傷や受診をされていなくどうかを確認するため。

まず、医療機関等からの不正請求等の確認につ

ては、「健康保険のお知らせ」でもご通知していますが、負傷原因照会をする中でも実施しています。

照会される中で、「この医療機関等で受診した覚えがない」「この内容で受診した覚えがない」など気づかれた点がございましたら、健康保険組合までご連絡ください。

次に「別途対応が必要な受診」に該当する負傷や受診について解説します。

3. 別途対応が必要な受診

負傷原因照会をした結果、次のような負傷や受診であることがわかった場合、別途対応が必要になります。

（対応が必要な受診）

- 通勤時（退社時）の途中や仕事中の負傷
- 第三者（他人）の行為による負傷
- 保険給付の給付制限に該当する負傷
- ・故意の事故や犯罪行為による負傷
- ・自傷行為による負傷
- ・闘争（ケンカ）、泥酔、その他社会的不行跡による負傷
- 柔道整復師で次の事由による受診
- ・日常生活の疲れや老化による肩こり、腰痛、筋肉痛
- ・スポーツ等の肉体疲労改善のマッサージや温冷あ
- ん法治療
- ・「打撲、捻挫、挫傷」の治療を、保険医療機関と整骨院（接骨院）で同時に受診している場合
- ・脳疾患後遺症等の慢性病

- ・リウマチや関節炎等にみられる神経症の筋肉の痛み
- ・とくに症状に改善がみられない漠然とした長期の施術など

もし、負傷届や治療内容（負傷状況） 回答書に記載する中で、これらの負傷や受診であることがわかった場合、健康保険組合の担当までご連絡ください。

4. 記載方法

健康保険組合から、負傷届や治療内容（負傷状況） 回答書が送付されましたら、次のように記載してください。

① 設問

負傷届や治療内容（負傷状況） 回答書の設問については所定の欄に記載してください。

② 負傷した経緯等

負傷した経緯（いきさつ）を記載するにあたっては、いつ、どこで、何をしていた、どうなったのか、傷病が発生した経緯（いきさつ）がわかるように記載してください。

③ 年月日

負傷届や治療内容（負傷状況） 回答書の年月日の欄には、これらの書類を作成された年月日を記載してください。

④ 署名・捺印

押印時の印鑑について、お問い合わせを多くいただきますが、認印等でも構いません。

よくある質問 Q & A

質問①

負傷(発病)した時期がわからないのですが、どのように記載すればよろしいでしょうか？

回答

負傷した原因が事故によるものであるが、事故の発生年月日を忘れた場合は、事故が発生したおおよその発生年月を記載してください。

一方、負傷した原因が事故によらない場合は、傷病に気づいた、おおよその年月を記載してください。

質問②

負傷(発病)した原因がわからないのですが、どのように記載すればよろしいでしょうか？

回答

傷病が発病した原因について、原因が特定できず、記載が難しい場合、次のように記載してください。

- スポーツやその他活動によって過去に負傷しており、そのときの持病の再発や後遺症などの悪化による場合

↓ 負傷した過去の出来事と、再発あるいは悪化した出来事等を記載してください。

- 医療機関や柔道整復師で受診したときに、医師から「加齢によるものである」など何か原因と思われることをいわれている場合

↓ 医師からいわれた事柄を記載してください。

- 原因となる事柄が何も思い当たらない場合

↓ 過去に事故を経験していないこと、並びに持病や後遺症がないことなどを記載したうえで、思い当たる原因がないことを記載してください

5. やすく

健康保険組合では、先にご説明した「2. 負傷届を実施する目的」に沿って、『負傷届』や『治療内容(負傷状況) 回答書』を送付して、受診された経緯(いきさつ)を照会していますので、負傷原因照会にご協力いただき、期日までに健康保険組合へ提出してください。

なお、これから「3. 別途対応が必要な受診」に該当する事由で受診する場合は、すみやかに健康保険組合の担当にご相談ください。

なお、この負傷届や治療内容(負傷状況) 回答書に関して、ご不明な点がございましたら次の担当までご連絡ください。

〈担当〉

- ・ 負傷届
 - 業務部 草部
 - 直 通 06-6994-3581
 - サンネット 7-612-5827
- ・ 治療内容(負傷状況) 回答書
 - 業務部 笠谷・村上
 - 直 通 06-6994-3754
 - サンネット 7-612-5835、5824